



平成 28 年 1 月 12 日

各 位

会 社 名 オーエスジー株式会社
代 表 者 代表取締役社長 石川 則男
(コード： 6136 東証・名証 第一部)
問 合 せ 先 常務取締役 園部 幸司
(TEL. 0533-82-1113)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 20 日開催予定の第 103 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 変更の理由

- (1) 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、業務執行を行わない監査等委員である取締役が取締役会の構成員となることで、取締役会の監督機能の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を図るべく、監査等委員会設置会社への移行に関する規定を新設するとともに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）により、定款の定めによって、業務執行取締役等でない取締役等との間で責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、今後もそれら取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるように、またその期待される役割を十分に発揮できるよう、第 30 条（取締役の責任免除）を新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 2 月 20 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 2 月 20 日

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、オーエスジー株式会社と称し、英文では<u>OSG CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (4) (条文省略) (新 設) <u>(5) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公 告 方 法) 第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当社の取締役は、16名以内とする。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、オーエスジー株式会社と称し、英文では<u>OSG Corporation</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (4) (現行どおり) <u>(5) 太陽光発電および売電事業</u> <u>(6) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(公 告 方 法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、16名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p>	(削 除)
<p><u>第32条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p>	(削 除)
<p><u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	
<p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p>	(削 除)
<p><u>第34条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p>	(削 除)
<p><u>第35条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p>	(削 除)
<p><u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	
<p>(<u>報酬等</u>)</p>	(削 除)
<p><u>第37条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	
<p>(新 設)</p>	第5章 監査等委員会
<p>(新 設)</p>	(<u>監査等委員会の招集通知</u>)
	<p><u>第31条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第34条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払の剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払の配当金には利息をつけない。</p>